

令和7年度

草加市教育行政重点施策

草加市教育委員会

「笑顔かがやく草加の教育」を目指して

草加市教育委員会において、第四次草加市総合振興計画第三期基本計画及び第四次草加市教育振興基本計画「笑顔かがやく草加教育プラン」を踏まえ、「生きる力を共に教え育てる草加の教育」の実現を目指し、ここに令和7年度草加市教育行政重点施策を定めます。

子ども教育では、本市の現状分析から様々な教育課題を捉え、一人ひとりを大切にした信頼される学校教育の推進を図るとともに、園や校種を超えた連携を更に進め、子どもたちに必要な「生きる力」を育むための施策を進めます。

生涯学習では、「草加市生涯学習推進指針」に基づき、学校・家庭・地域との関わり合いの中で、市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習情報や様々な手法による学習機会を提供するとともに、他施策との連携を図り、習得した技能や知識を地域づくりにいかせるように進めます。

人権教育では、一人ひとりの基本的人権が尊重され、平和で住みよい社会を実現するため、人権に関する施策を進めます。

この草加市教育行政重点施策は、学校・家庭・地域のつながりを深め、関係機関、関係団体との連携・協働を図りながら、計画的に推進します。

基本理念

生きる力を共に教え育てる草加の教育

学校・家庭・地域が、互いに信頼し、絆を深め、連携・協働して支え合い、「生きる力を共に教え育てる草加の教育」を基本理念とします。

基本構成Ⅰ 子ども教育「自ら学び、心豊かに、たくましく生きる草加っ子の育成」

子ども教育では、学校・家庭・地域の連携・協働の下、次代を担う子どもたちの自己肯定感・自己有用感・他者理解を高め、生きる力を育むとともに、知・徳・体のバランスのとれた目指す「草加っ子」の育成を図ります。

基本目標 1

一人ひとりを大切にする幼保小中を一貫した教育の推進

子どもたち一人ひとりのよさや可能性、それぞれの育ちや成長に目を向けた支援を行えるよう、0歳から15歳までの育ちを見通したカリキュラムの編成などを通して、幼保小中を一貫した教育に取り組みます。子どもたち一人ひとりがかけがえのない存在であるという基本に立ち、幼保小中のつながりや、知・徳・体に係る全ての教育活動を通して、自己肯定感や自己有用感を高めるとともに、他の人のよさを認めることができるよう子ども教育の充実を図ります。

乳幼児期の教育・保育については、発達段階や教育・保育の実施時期に応じた、遊びを通しての総合的な指導の充実を図り、生きる力の基礎を育てます。

学校教育については、幼児教育の成果を小学校以降の学びにいかす系統性にも留意し、児童生徒の基礎・基本の徹底を図るとともに、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性等の涵養を支援するため、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実させるとともに、主体的・対話的で深い学びを推進し、誰一人取り残すことのない、一人ひとりの可能性が引き出される教育の実現を目指します。併せて、持続可能な社会の創り手となることを見据え、「自分の考えを持つ」「伝える」「コ

コミュニケーションを行う」「他者と協力する」能力態度の育成を重視するとともに学習活動の充実を図ります。また、児童生徒の「知る」「調べる」「学ぶ」好奇心に応えるため、児童生徒が読書に親しむ環境の充実を図ります。

道徳教育や体験活動、環境教育、音楽教育、読書活動等を通じて、命の大切さや主体的に正しく判断し行動する力を育むとともに、感動、思いやり、協調性などを持った心豊かな児童生徒の育成を目指します。また、いじめや不登校などの学校生活の諸問題に対して、誰でも気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

心身ともに健康で活力のある生活が営めるよう、運動に親しみ、規則正しい生活を送る児童生徒を育成します。また、健やかな体づくりのため、地産地消による学校給食、食育、学校保健の充実を図ります。

全ての子どもたちが、等しく教育を受けられるよう、一人ひとりのニーズに応じ、関係機関と連携した支援の充実を図ります。

一人ひとりを大切にする教育の質が高められるよう、教職員への研修等の充実を図り、指導力の向上を目指します。併せて、取り組むべき教育課題に対応した研究を推進し、市内各校へその成果と効果的な方策を広げます。

基本目標 2

学校・家庭・地域の連携・協働の推進

0歳から15歳までの全ての子どもに、これからの時代を生き抜き、持続可能な社会の創り手として未来に向かう力や地域への愛着と誇りを育むため、地域や保護者等が学校運営に参画することを通じて、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちの成長を支える上での目標や課題を共有し、地域とともにある学校づくりを推進します。

学校・家庭・地域が、目指す「草加っ子」を共有し、全ての子どもたちのよさや可能性がいかされ、自己肯定感・自己有用感が高められるとともに、他の人のよさも認めることができるよう連携・協働を進めます。

子育ての悩みを解消する学習機会の提供など、子どもたちの「生きる力」の基礎となり、教育の出発点であり重要な役割を担っている家庭教育への支援を更に推進します。

基本目標 3

教育環境の整備・充実

「草加市公共施設等総合管理計画」「草加市学校施設等長寿命化計画」等に基づき、計画的に学校教育施設の改修や長寿命化を進め、安全で安心して学習できる教育環境を整備していきます。

教材・備品の整備・充実とともに、教育の情報化に対応した学習環境の整備・充実を図り、児童生徒のコミュニケーション能力、課題解決能力、情報活用能力を育成し、情報モラルの向上を図りながら、ＩＣＴを活用した効果的な教育活動に取り組みます。

基本構成Ⅱ 生涯学習「学びを通して生きる力を育む生涯学習社会の推進」

基本目標 4

学びの成果が発揮される生涯学習の推進

市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習情報や様々な手法による学習機会を提供するとともに、自己肯定感・自己有用感を大切にし、習得した技能や知識を地域づくりに還元していくことを、他施策との連携を図る中で目指します。

公民館・文化センターなどの施設については、「草加市学校施設等長寿命化計画」を踏まえ、大規模改修などの長寿命化対策に取り組むとともに、地域の生涯学習活動の拠点として、地域資源としての、大学、ＮＰＯ法人、サークルや団体などの学習資源を活用し、市民の学習機会の充実に向けた取組を進めます。

「草加市文化財保護指針」に基づき、本市の文化財の保護のほか、国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」については、周辺環境に配慮しながら、その保存・活用を図り、後世に継承していくとともに、文化財への理解を深めるための取組を進めます。

図書館サービスでは、市民ニーズに応じた資料の整備や利便性の高いサービスを提供することで、学校・家庭・地域において、市民が読書に親しむ機

会を充実させます。

広く市民に対し、読書や図書館の魅力を伝える活動を推進するとともに、既存サービスの充実や利用方法の周知により、市民の読書や学びを支援します。

子どもたちには、いつまでも心に残る本との出会いを通して、「生きる力」を育んでいきます。

基本構成Ⅲ 人権教育「人権を尊重し合う教育の推進」

基本目標 5

人権教育の推進

学校教育では、人権が尊重される教育の場としての学校・学級において、自他の大切さを認め合い人権を大切にしよう教育を推進し、子どもの人権擁護の視点に立ち、基本的人権を尊重する意識の醸成・定着・高揚に努めます。

社会教育では、より多くの市民が人権について考え、より身近なものとして捉えることができるよう、学習機会の充実に努め、全ての人が相互に存在を認め合い、尊重し合う平和な社会の実現を目指します。

基本目標 1

一人ひとりを大切にする幼保小中を一貫した教育の推進

[施策]

1－1 子ども教育の連携の推進

「第四次草加市子ども教育連携推進基本方針・行動計画」に基づき、幼保小中を一貫した教育を全中学校区で引き続き推進し、幼保小中と家庭・地域が連携・協働しながら、目指す「草加っ子」の実現を図ります。

目指す「草加っ子」の実現に向け、自己肯定感・自己有用感・他者理解の重要性を周知し、幼保小中・家庭・地域における育成を推進します。

「草加市幼保小中一貫教育プログラム」「草加市幼保小中一貫教育標準カリキュラム」「草加っ子にこにこわくわくプラン」等の資料活用や、各園・各校の保育・教育の質向上を図るため、訪問支援や研修会を実施します。

草加市子ども教育連絡協議会の開催を通じて、各中学校区の情報共有や協議を活性化するとともに、交流・連携の充実に向けた取組を支援します。

研究委嘱により、各中学校区が幼保小中を一貫した教育を通して教育課題を解決できるよう支援します。

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育において、幼児教育推進体制の充実等、幼児教育スタートプランに関わる取組を推進し、幼保小の円滑な接続を推進します。

◇子ども教育連携推進事業

[施策]

1－2 自ら学ぶ「草加っ子」の育成

自ら学ぶ「草加っ子」の育成に向け、「指導の基」を活用し、日々の授業改善を推進します。また、AIドリル等の活用を通じた学習の個別最適化を図り、タブレット端末を日常的に活用することで、児童生徒一人ひとりの学びを充実させます。「草加っ子の学びを支える授業の5か条」を徹底し、全国・県の学力・学習状況調査等の各種調査結果を分析・活用し、授業改善に取り組みます。

個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させることで、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用し、自分の考えをもち、伝える力（課題を解決するために必要な思考力、表現力、判断力）を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養います。主体的・対話的で深い学びを通して、自己肯定感・自己有用感・他者理解を育むために、子ども同士が認め合

う関係を育て、支持的風土を醸成させることで、児童生徒が安心して主体的に生き生きと活動できる親和的な学級経営を推進します。

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と技能・態度を育成するため、タブレット端末を効果的に活用した授業を展開するとともに、情報モラル教育・プログラミング教育を推進します。

幼保小中を一貫した教育を推進する中で、児童生徒の発達段階を考慮し、学習の基盤をつくる活動を充実させるとともに、家庭・地域と連携・協働しながら家庭学習の充実を図り、確かな学力を身に付ける取組を更に進めます。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実させ、学習の過程で見られる児童生徒の伸びや変容を見取することを重視し、誰一人取り残すことのない授業の展開を図ります。

全小中学校に学校教育補助員を配置し、各種補助員の資質向上を目指した研修会を通して、児童生徒の学習に対する支援の充実を図ります。また、全校で指導主事・教育指導員による訪問を実施し、各種学力・学習状況調査等の分析結果を基に積極的に授業改善に向けた指導を行い、学力向上を図ります。

「草加寺子屋（土曜学習・放課後学習）」及び「草加ジャンプ・アップ教室」を開催し、児童生徒の学習機会の充実を図ります。

日常生活に生かせる実践的な英語につながる授業を推進するため、教員研修の充実を図ります。全小中学校に1名ずつALTを配置することで、担当教諭と連携した授業を推進し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、グローバル化に対応できる児童生徒を育成します。また、中学2・3年生に英語の検定試験受検料を補助し、中学校を卒業するまでにCEFR A1程度（英検3級程度）の英語力が身に付くよう支援します。

日本語指導を必要とする外国人児童生徒等に対して、一定期間初歩的な日本語や日本文化を学ぶ場である「SOKA いっぽ（日本語指導教室）」を充実させるとともに、日本語指導が必要な児童生徒が在籍している学校に国際理解教育補助員を配置し、日本語指導を支援します。

学校図書館教育については、全小中学校に学校司書を配置し、各校の読書活動を支援するとともに、「草加市子ども読書活動推進計画」に基づき、読書活動の推進等を積極的に行います。

◇学力向上推進事業

◇学校教育補助員配置事業

◇土曜学習推進事業

◇英語教育・国際理解教育推進事業

◇日本語指導支援事業

[施策]

1－3 心豊かな「草加っ子」の育成

心豊かな「草加っ子」の育成に向け、「徳」の基礎・基本である「時を守り（時刻の遵守）、場を清め（身の回りの整理整頓）、礼を正す（あいさつや返事）」等の規律ある生活の更なる徹底を図るとともに、幼保小中を一貫した教育を推進し、親和的な学級経営や体験的な学習・研修等を通して、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高め、他の人のよさを認めようとする他者理解の心情を育みます。

全教育活動を通して、道徳教育や「いのちの大切さ」を実感する教育を充実させます。特に、道徳教育では、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とし、「考え、議論する道徳」の実現に向けて授業の質的転換を進めます。また、「いのちの大切さ」を実感する教育では、「いのちの教育グラウンドデザイン」に基づき、自己肯定感・自己有用感の醸成を図るとともに、生命誕生や造血幹細胞移植等の命のつながりを学ぶ学習、命の尊さと人間としての生き方を学ぶ学習に取り組み、自分も他の人も大切にする意識を育みます。

人や自然との関わりを広げる豊かな体験活動や音楽、読書活動を充実させ、感性の形成やコミュニケーション能力の向上を図ります。

管理職のリーダーシップの下、教職員相互の信頼・協力・共通理解・共通行動に基づく校内指導体制を確立し、児童生徒一人ひとりに寄り添った、きめ細かな発達支持的生徒指導を推進します。また、家庭との連携を図るとともに、学校・家庭・地域と警察等の関係機関が一体となった指導を行い、一貫した生徒指導に当たります。

学級集団アセスメント検査、スクールソーシャルワーカーの派遣や臨床心理士の巡回相談、さわやか相談員やスクールカウンセラーを活用した心のケア、全中学生に導入した匿名報告・相談アプリ「STANDBY」等の活用、校内における相談体制の整備・充実を図り、いじめや不登校、暴力行為等の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

「いじめ防止対策推進法」の基本理念にのっとり、保護者、地域、警察や児童相談所その他の関係者との連携を図り、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に取り組みます。本市の「学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針」や各校の「いじめ防止学校基本方針」に基づき、いじめの防止及び解

決を図るために必要な措置を講ずるとともに、「いじめ撲滅サミット」の取組等を通して、児童生徒が自分たちの力でいじめを撲滅しようとする心情や態度を育てます。

- ◇豊かな心推進事業
- ◇音楽教育推進事業
- ◇自然教室推進事業
- ◇生徒指導推進事業
- ◇いじめ撲滅推進事業

[施策]

1－4 たくましく生きる「草加っ子」の育成

たくましく生きる「草加っ子」の育成に向け、「体」（健康・体力）の基礎・基本の理解を深め、体育・保健体育の授業改善に取り組みます。学校行事や体育授業を通して、運動の特性に応じた知識及び技能を身に付けさせ、運動の楽しさを味わい、力いっぱい運動できるよう指導内容の充実を図ります。交通ルールやマナーの意味や必要性等について、発達段階や地域の実情に応じて指導します。

「健康・体力向上グランドデザイン」に基づき、新体力テストで明らかになった各校の体力・運動能力の課題を基に体力向上プランを改善し、児童生徒一人ひとりの体力プロフィールシートの活用を通して、進んで運動できるよう環境の整備を図ります。

日常的に運動に親しむため、草加市立小・中学校児童生徒体力向上推進委員会で推奨している「草加っ子なわとび強化月間」を柱に、体育授業の充実を始め、外遊びの奨励、相撲教室の取組等教育活動全体を通じて、体力・運動能力の向上を図ります。

草加市立小・中学校児童生徒体力向上推進委員会と連携しながら、各校における生活習慣に関する学習はもとより、幼保小中を一貫した教育として「早寝早起き朝ごはん」「ゲームやスマホ、コンピュータ等の使い方に気を付ける」等の取組を家庭と連携・協働して取り組み、生活習慣の改善を図ります。

中学校部活動では、改定した「草加市中学校部活動の方針」に基づき、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、生徒の心身の健康管理や活動中の事故防止等の適切な指導を行うとともに、部活動指導員や部活動外部指導者の活用等により、各部の活動が充実するように努めます。また、

休日の部活動においては、地域との連携や地域クラブ活動を推進するための検討会において、さらに調査・研究を進めます。

学校給食業務の適正な運用を図り、地場産の食材を積極的に取り入れるとともに、食物アレルギーへの対応を行い、安全でおいしい草加の給食を提供します。また、保護者の利便性向上、教職員の負担軽減、給食会計の透明性向上を図るため、学校給食の公会計化に向けた具体的な検討と準備を続けます。

栄養教諭や学校栄養職員が中心となり、教員と連携した家庭科や特別活動等の授業等でバランスのとれた食事、朝食の摂取等の食育の充実を図ります。

学校保健を充実させ、健康でたくましい児童生徒の育成を図ります。むし歯の治療や未然防止のための歯みがき指導の充実及びフッ化物洗口の導入を積極的に学校へ働きかけるとともに、図画・ポスターや健康標語の作品展等を通じて児童生徒・保護者への啓発を行い、健康な歯を生涯保ち続けるための意識を高めます。

さらに、安全安心な教育環境の充実のため、健康観察を始め、手洗い等の基本的な感染症・衛生対策の徹底を継続します。

◇学校体育推進事業

◇中学校部活動推進事業

◇学校給食推進事業（小中学校）

◇学校給食管理運営事業

◇就学時健康診断等事業

◇学校保健安全衛生・各種健康診断事業（小中学校）

◇学校医等の公務災害補償事務

[施策]

1－5 多様なニーズに対応した教育と支援の充実

不登校の解消や自傷行為、児童虐待が疑われるケース等への対策として、各校へ配置しているさわやか相談員やスクールカウンセラー、全中学校区へ派遣しているスクールソーシャルワーカー等が学校と連携し、専門的な立場から児童生徒への支援を進めます。また、子ども家庭課等の関係各課や児童相談所等の関係機関と連携し、児童一人ひとりの状況に応じた支援体制づくりを推進します。

さわやか相談室及びふれあい教室、児童生徒支援オンラインルーム「ステップルーム」の機能を充実させるとともに、教室に入ることのできない児童を対

象とした校内教育支援センターを設置し、児童生徒の状況に応じた多様な教育機会を確保し、児童生徒の自立と学校生活への適応に向けた支援を推進します。

発達や就学に関する相談に対して、個に応じたニーズに適切に対応できるよう、臨床心理士や特別支援相談員による相談体制の更なる充実を図ります。また、特別支援教育についてのリーフレットを配付し、その重要性についての周知を図り、幼保小中を一貫した適切な就学支援を推進します。

児童生徒の発達の課題への支援として、関係各課や医療等の各機関との連携を図りながら、特別支援教育支援員の配置、臨床心理士の派遣による巡回相談を充実させるとともに、特別支援相談員やことばの相談指導員による幼児期からの教育相談、就学支援を行い、就学後の個に応じた支援等を幼保小中一貫して行います。

特別支援教室児童担当指導員を小学校に派遣し、通常の学級に在籍し、発達に課題があると思われる児童への直接的な教育支援を充実させます。

特別支援学級及び通級指導教室担当者の人材を確保し、全教員の特別支援教育についての指導力の向上のため、市独自の特別支援教育研修会等の各種研修会を充実させるとともに、校内研修の充実が図られるよう、指導者の派遣等を通して各学校を支援します。

埼玉県立草加かがやき特別支援学校等が担うセンター的機能を活用し、全教員の指導力の向上を図ります。また、同じ地域に住む児童生徒がともに成長する一助として、支援籍学習を推進します。

医療的ケアの実施支援や階段昇降車の設置、特別支援教育介助員の配置等、個のニーズに応じた支援の充実を図り、児童生徒一人ひとりが安心して学べる学習環境整備を進めます。

特別支援教育就学奨励費については、適正かつ丁寧な補助を行います。

就学援助の認定に当たっては、所得制限等を基準にした認定を行い、透明性を確保する中で就学援助制度を運営します。また、入学前に新入学児童生徒学用品費を支給するため、入学準備金の周知に努めます。

高等学校等に入学・在学する方を対象とした入学準備金、奨学資金貸付制度は、より利用しやすい貸付制度の在り方について、社会情勢や他団体等の動向を踏まえ、引き続き調査研究を進めます。また、返済金の滞納対策は、各家庭の状況を踏まえつつ、個別相談による返済の奨励や、納付督促等を進めます。

◇教育相談充実事業

◇特別支援教育充実事業

- ◇特別支援教育就学奨励費補助事業（小中学校）
- ◇学校就学援助事業（小中学校）
- ◇入学準備金・奨学資金貸付事業
- ◇外国人学校児童生徒保護者補助事業

[施策]

1－6 草加っ子の学びを支える教職員の指導力向上

目指す「草加っ子」の実現に向け、自己肯定感・自己有用感・他者理解を育む教育の推進、主体的・対話的で深い学びの実現を研究課題とした市委嘱研究を進めます。また、指導訪問や要請訪問等において「指導の基」を活用し、本市の全ての教員に「草加っ子の学びを支える授業の5か条」を徹底させる等の適切な指導・支援を行い、教員の指導力の向上を図ります。

教員研修では、教員の各教科等の専門性を高めることはもとより、親和的な学級経営や道徳的実践力の育成について等、日々の教育活動に生かすためのキャリア段階に応じた研修内容の充実を図ります。

誰一人取り残すことのない教育の実現に向け、全ての児童生徒が主体的に学び、可能性を最大限伸ばせるよう、個に応じた合理的配慮やユニバーサルデザインの視点、ICTの効果的かつ適切な活用を取り入れた授業改善を図ります。

教育の質の維持向上を図るため、働き方改革をさらに推進します。統合型校務支援システムを活用した教職員の在校等時間の把握、業務改善に向けた優れた取組等の情報提供、定時退勤推奨期間の設定、休暇制度の周知及び休暇の取得促進と休暇を取得しやすい環境の整備、発出文書と提出書類の電子化等により、教職員の働き方に対する意識改革と環境改善を図ります。また、日々の出席統計、指導要録作成、アンケート機能の活用等、統合型校務支援システムを積極的に活用することによる業務の効率化、教材及び資料等の電子化及び共有化の促進、ガイドラインに基づく部活動の改革等により、教職員の業務改善を推進します。さらに、スクール・サポート・スタッフの配置を促進し、活用を図ります。部活動指導員や部活動外部指導者の活用等により、地域との連携・協働を促進し、教職員の負担軽減を図ります。

- ◇教職員研修推進事業
- ◇草加っ子「生き生きプラン」推進事業

基本目標2

学校・家庭・地域の連携・協働の推進

[施策]

2-1 地域とともにある学校づくりの推進

全小中学校をコミュニティ・スクールとして地域とともにある学校づくりを一層推進します。学校運営協議会委員や関係者を対象とした研修会を開催し、活動状況の共有等を通して各校の学校運営協議会を活性化することで、学校と地域がよりよい学校運営に向けて協議を進めることを推進します。さらに学校応援団等の組織とより一層連携し、学校・家庭・地域が一体となった教育を推進します。

また、学校評価を全校で実施し、前年度からの課題に対する対応策を示すとともに、評価内容の精選を行い、保護者や地域の方の理解を得ながら学校の取組についての改善を図り、より質の高い学校教育を推進します。

校長会議、教頭会議、管理職対象の研修会を通して、リーダーシップを発揮し、学校の組織力を向上させ、教職員に的確な指導ができる管理職の育成を図ります。また、ミドルリーダーとなるべき中堅教員等に対する指導を充実させ、今後、管理職を担うべく教職員が学校経営に積極的に参画する取組を推進します。

子どもたちが草加のよさを知り、愛着や誇りをもてるよう、ふるさと草加学習を推進します。研究委嘱校への支援、指導資料「学ぼう！ふるさと草加」の活用、家庭・地域・関係機関との連携等により、ふるさと草加学習の充実を図ります。

学校応援団の活動の充実を図るため、学校応援コーディネーターが活動しやすくなるよう環境整備を行うとともに、連絡協議会や研修会等を開催して各校の活動を支援します。

児童生徒の安全安心を確保するため、スクールガード・リーダーを全ての小中学校に配置し、学校内外の安全点検や登下校時の地域安全パトロール等、児童生徒の安全を守る活動の充実を図ります。また、登下校時等の児童生徒の安全を確保するため、こどもひなんじよの増設に努めます。

学校は自然災害時に避難所となるため、発達段階に応じた防災に関する教育を実施するとともに、家庭・地域と一体となって児童生徒の命を守る防災教育を推進します。

望ましい土曜日等の教育活動について、振替休業日を設定した公開授業や学校行事、草加寺子屋等、学校を含めた地域社会の中での子どもたちの学習活動

や体験活動の充実を図り、家庭・地域と一体となった教育活動を推進します。

◇学校管理運営事業（小中学校）

◇学校運営・就学事務事業

[施策]

2－2 家庭教育への支援

子育てに関する有益な情報をまとめた保護者向けリーフレットを作成・配布し、家庭教育を支援します。

小学校入学に対して不安や悩みをもつ家庭を対象に「家庭・学校連携シート」の活用を促し、家庭と学校が連携して円滑な就学を迎えられるようにします。

保護者を対象とした「親の学習」講座や子育て講演会を実施し、子育てについて学ぶ機会や、保護者同士が交流できる機会を提供します。

中学生を対象とした「親の学習」講座を全中学校で実施し、大人になること、親になることに希望をもてるようにします。

子ども教育の連携に関する理念の共有と講座の質向上のため、「親の学習」講座を担当する埼玉県家庭教育アドバイザーを対象に研修会を実施します。

◇家庭教育支援事業

基本目標 3

教育環境の整備・充実

[施策]

3－1 安全安心な学校教育施設の整備・充実

小中学校の校舎・屋内運動場等における老朽化への対応や学習環境の改善に向け、ブロック塀等の改修、高砂小学校屋内運動場等の照明器具改修、谷塚小学校特別教室等の空調改修及び瀬崎中学校の外壁・屋上改修工事を順次進めます。

また、緊急性や状況に応じて修繕等の対応も行います。

奥日光自然の家の管理運営については、必要な修繕等を実施したうえで円滑な施設運営を行います。また、利用者のニーズを把握しながら利用促進を図るとともに、今後の在り方の検討を行います。

栄中学校の改築等については、学校や関係各課と連携し、基本構想・基本計画の策定等を計画的に進めます。

- ◇学校施設維持管理事業（小中学校）
- ◇学校維持管理運営事業（小中学校）
- ◇エアコン設置等事業（小中学校）
- ◇学校管理備品整備事業（小中学校）
- ◇栄中学校校舎等改築事業
- ◇奥日光自然の家管理運営事業

[施策]

3－2 学習環境の整備・充実

学習指導要領を踏まえ、児童生徒が学習内容を確実に身に付けられるよう、必要な教材教具の整備を進めます。主体的・対話的で深い学びを推進するために、タブレット端末、大型提示装置、デジタル教科書等デジタルコンテンツ等を効果的に活用した学習活動の充実を図ります。

特色ある学校経営の推進に向けて、各校の教育目標の達成を目指し、教育環境や学習環境の整備を行い、各校の主体的な取組を支援します。

- ◇情報教育環境整備事業(小中学校)
- ◇教材教具整備事業（小中学校）
- ◇教科書等整備事業
- ◇特色ある学校経営推進事業（小中学校）

基本目標 4

学びの成果が発揮される生涯学習の推進

[施策]

4－1 生涯を通した多様な学習機会の充実

市民一人ひとりのライフステージに応じた多様な学習情報や様々な手法による学習機会を提供し、習得した技能や知識を地域づくりに還元できるよう「草加市生涯学習推進指針」に基づき、「学びのきっかけづくり」「学びの充実とネットワークづくり」「学びの成果をいかす人づくり」の3つの取組を推進します。

「学びのきっかけづくり」では、誰もが気軽に生涯学習を始められるよう指導者バンク制度を活用した生涯学習体験講座を開催します。また、情報提供サイト「マイ・ステージ」の普及と充実を図り、インターネットを活用した情報提供を推進するとともに、冊子等の印刷物を併用することで、学びたい人に必

要な情報を提供できるよう取り組みます。

「学びの充実とネットワークづくり」では、学びをより充実させるためにリスキングやリカレント教育等につながる獨協大学オープンカレッジを支援するとともに、上野学園短期大学、NPO法人や民間企業等と連携し、多様で専門的な講座として大学公開講座やそうか市民大学を実施します。また、子どもたちの知的好奇心を育むことができるよう近隣大学との連携や定員の拡大について検討し、子ども大学そうかの内容の充実を図ります。

「学びの成果をいかす人づくり」では、学びを通して得た知識や技術の成果を発表する場を提供するとともに、サークルや平成塾等地域で活動する団体を支援し活動基盤の強化を図ります。また、若い世代が地域に関心を持つ機会となるよう、二十歳のつどいを開催します。

◇生涯学習推進体制整備事業

◇そうか市民大学運営事業

◇大学公開講座等推進事業

◇子ども大学そうか事業

◇二十歳のつどい企画運営事業

◇平成塾設置・管理運営事業

◇栄小学校施設一般開放事業

[施策]

4－2 公民館・文化センターの整備と生涯学習環境の充実

公民館・文化センターの整備については、「草加市学校施設等長寿命化計画」に基づき、既存施設の継続的な活用を図ります。

また、市民が安全で快適に利用できるよう適切な修繕等を実施するとともに、設備や備品等についても適切な管理を行い、ネット通信設備の設置について検討します。

学習機会の提供については、土曜日や放課後、夏季長期休暇等における子どもたちの居場所づくり事業を継続するとともに、子育て支援事業及び高年者事業の充実並びに外国籍市民向けの事業の実施を進めます。

その際、市民ニーズを捉えることは当然ながら、教育的視点も加味した事業実施を検討します。

また、事業実施に当たっては、大学、NPO法人、サークルや団体等民間学習団体の学習資源の積極的な活用を図ります。

◇公民館等事業(中央公民館、柿木公民館、新田西文化センター、谷塚文化センター、川柳文化センター、新里文化センター)

[施策]

4－3 文化遺産の発掘・保存・活用の計画的、継続的な取組の推進

「草加市文化財保護指針」に定める文化財保護の基本理念を実現するため、「文化財保護意識の高揚」「文化財保護体制の確立」「文化財保護施設の整備」を3つの大きな柱とし、個々の取組を推進します。

文化財保護意識の高揚に向け、民家調査を実施するとともに、古文書を始めとする歴史的公文書等について整理、分類を進め、展示公開等による活用を図ります。

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」については、保存活用計画に基づき、未来へ継承する風景として適切な保存に努めるとともに、草加市として計画的に整備を行うため、整備基本計画を踏まえて、関係機関等と連携を図りながら進めます。

歴史民俗資料館では、地域の文化財の収集や整理、企画展等による研究成果の公開、歴史講座や体験教室等の学習支援の充実を通して、文化財保護に努めます。

「草加市学校施設等長寿命化計画」に基づき、館内外の整備等について計画的に取り組めます。

◇文化遺産の発掘・保存・有効活用推進事業

◇国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」の保存・活用推進事業

◇歴史民俗資料館管理運営事業

[施策]

4－4 読書や学びを支え市民に役立つ図書館サービスの充実

中央図書館では、いつでもどこからでも利用できる電子図書館や魅力ある蔵書の整備、公民館図書室や新たに整備した議会図書室等とのネットワークの活用により、図書館資料を効果的・効率的に提供します。

誰もが読書を楽しむことができるよう、活字による読書が困難な人にも利用しやすいバリアフリーサービスや日本語を母語としない方への多文化サービスの充実を図ります。

「第二次草加市子ども読書活動推進計画」の推進に当たっては、学校や関係機関、読書に携わる市民ボランティアとのネットワークづくりを推進し、子どもの発達段階や状況に応じた取組により、子どもと本が会う機会を創出します。

市民の課題解決を支援するに当たっては、調べ物の相談窓口となるレファレンスサービスの充実や、必要な情報を探しやすくするための書架づくりを検討します。

また、中央図書館において、Wi-Fi環境を提供する等、利用者のニーズに合わせて、誰もが使いやすい環境づくりに取り組みます。

◇図書館情報サービス・管理運営事業

基本目標 5

人権教育の推進

[施策]

5-1 学校人権教育の推進

児童生徒一人ひとりの発達段階に応じた人権を大切にしようとする教育を推進し、人権意識の高揚を図ります。また、人権についての正しい理解を深め、自他の存在を大切にするとともに、様々な人権問題を解決しようとする児童生徒の育成を目指します。

児童生徒が自他を尊重する人権意識を高め、主体的に行動していく実践力を身に付けるために、人権感覚育成プログラムや様々な体験的な学習等、全ての教育活動を通して、互いに認め合い、人権問題について自ら学び、考える力やコミュニケーション能力の向上を目指します。

「草加市人権尊重都市宣言」に基づき、インターネットによる新たな人権侵害や性の多様性等の人権課題にも対応できるよう、管理職対象の研修会を始め、教職員の人権教育研修の充実を図ります。人権感覚を磨く授業づくりを推進するとともに、実感を伴うような研修会等を通して教職員の指導力の向上を図ります。また、子どもの人権擁護の視点に立ち、基本的人権を尊重する意識の醸成・定着・高揚に努めます。

◇学校人権教育推進事業

[施策]

5－2 社会人権教育の推進

市民が自ら考え行動できるよう、吉町集会所や公民館・文化センターにおいて、人権に関する法律や多様な人権問題に係る講座や講演会等を開催します。

また、人権教育・啓発の拠点である吉町集会所において、「草加市学校施設等長寿命化計画」に基づき、館内外の整備等について計画的に取り組めます。

◇社会人権教育推進事業